発議第3号

令和3年度決算審議における事業評価に関する決議

上記の決議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により 提出する。

令和4年9月28日提出

提出者 予算決算常任委員会

理由

いなべ市議会基本条例第3条第4号に基づき、予算決算常任委員会では、令和3年度各会計決算審議において、市が実施した事業が適正かつ公平・公正に執行されたかについて慎重に審査を行った。

中でも、基本事業名「生活道路網の整備」「集落を基軸にした担い手への支援」「行政運営の充実」「青少年の健全育成の推進」「健やかな体の育成」を選定し、活発かつ慎重に協議を重ね、事業の検証・評価を行った。 その評価結果を、別紙のとおり決議するものとする。

令和3年度決算審議における事業評価に関する決議案

令和3年度各会計決算審議を行った結果、次年度以降の予算編成にあたり、 以下について議会の意見を提言すべく決議する。

事 業 名	生活道路網の整備
評 価	改善し継続する
事業に係る提言	県単道路改良事業、道路橋梁維持修繕事業、市単独道路 改良事業をはじめ本事業において、市民の生活に欠かせない道路整備が施工された。また、市民ニーズ(自治会要望) に適切に対応されたことを評価する。 一方、自治会要望が出され難い箇所である市境、山間道 路で重大事故が起きていることから、危険箇所の発見及び 判断、施工の優先については、更に検討が必要である。また、児童生徒の通学における安全に最大限の注意を払い、 教育委員会及び学校との連携強化を図り、情報共有が迅速 に行われるよう努められたい。 道路パトロールによって異常が発見された場合の対応 が、より迅速に対応できるよう、パトロールによる現場確 認によって維持修繕が施工できるよう再考いただきたい。
事 業 名	集落を基軸にした担い手への支援
評 価	改善し継続する
事業に係る提言	本事業の多くが国及び県からの補助金、交付金を活用した事業であり、事務の執行は適正に行われたと評価する。 農業、農地を取り巻く環境は大きく変化しており、就農者の高齢化、担い手不足、耕作放棄などの問題及び課題を具体的な対策につなげる必要がある。農業振興事業が事業概要として掲げている趣旨を踏まえると、事業の実績と成果では、対策を行ったとは言い難く、担い手の育成及び就農者を取り巻く課題及び問題の対策につなげる事業を考える必要がある。 また、人・農地プランが掲げる目的、目標を鑑み、多面的機能支払において、参加組織数が更に増加するよう事務作業の支援及び活動の相談支援を行うなどの工夫が必要である。

事 業 名	行政運営の充実
分科会評価	改善し継続する
事業に係る提言	元気みらい都市いなべ推進事業は、地域再生計画に基づき、「全世代で、年代に合った運動等を実施し、年代に合った健康データ等の取得及び分析をPDCAサイクル化することで、判断力の向上や運動能力の向上、健康増進などを図る。」として、平成31年度(令和元年度)から令和3年度まで3か年計画で事業が実施された。本事業において、集大成となる令がある年度は7件の事務事業委託おいて、集大成となる令がは100人と想定しながら、コロケッショともあり、活気づくりデータを関連を大き、下回る26人の参加であった。また、元気が3年度にから、コロケッショともあり、元気が3年度にから、コロケッショともあり、元気が3年度にから、100人と想では、100人を想定されたが、100分別であった。また、元気が3年度にから、100人を想定といるのが、100分別がは主に40代以上を対象としたものであった。事業総額(3か年)7,484万円であったにもかかわら記載されたが、本事業が全世代を対象としたものであった。事業総額(3か年)7,484万円であったにもかかわら記載されたが、本事業が、2項目が「進まなかった」と判定された。これらの結果を踏まえ、本事業に対する分科会の評価は、問題があるとの結果を踏まえ、本事業に対する分科会の評価は、問題があるとの結果を対策また。本事業は終了するが、本事業に対するが、本事業によって得た成果を、今後、地域再生計画には、場づた事業は終了するが、本事業によって得た成果を、10日間による。また、10日間によるでは、10日間によります。10日間によりまするまります。10日間によります。10日間によ

事業名	青少年の健全育成の推進
分科会評価	改善し継続する
事業に係る提言	青少年健全育成市民活動事業は、第2次いなべ市総合計画及びいなべ市教育振興ビジョンに記載されている事業の趣旨を再認識した上で、事業主体である教育委員会は、青少年市民育成会議の位置づけ、組織の構成を含め事業内容全体に関して見直しを行うべきである。青少年育成市民会議が対象とするのは18歳未満の青少年である。市PTA連合会が対象とするのは小中学生である。また、市子ども会連合会が対象とするのは小中学生である。また、市子ども会連合会が対象とするのは小学生である。事業の対象者が明確に違うことから、実施すべき事業に違いが生じるのである。しかし、現状は事業のほとんどが中学生以下を対象とした事業となっている。上記を踏まえ、課題及び問題点として本事業が形骸化、恒例化していないか、今一度事業を再考いただきたい。放課後子ども教室事業は、休日及び長期休暇の子どもの居場所を確保するため重要な事業である。運営主体となって細かく把握し、事業が展開されていると評価する。放課後こども教室「ほくせい」の主な実施場所である北勢福祉センターに代わる場所確保が今後の大きな課題であり、解決を図られたい。また、運営主体である団体は、参加者のニーズを反映し、できるだけ多くの子どもが事業に参加できるよう、地域へ出置かれている子どもが、それぞれ関心がある教室に参加できるしくみづくりは重要である。運営主体である団体と委託内容について十分な協議を行い、多くの子どもが参加できる事業にする必要がある。いずれの事業も、未来のいなべ市を担う大切な子どもたちの成長に必要な事業であり、限られた予算であるが、最大の効果が得られるよう、事業内容を工夫されたい。

事 業 名	健やかな体の育成
分科会評価	改善し継続する
事業に係る提言	就学前健診事業は、小学校入学に向け、児童の状態を把握する重要なポイントになる。このことを踏まえ、受診には任意となっているが、外国籍児童及び転入児童等の取りこぼしがないよう取り組まれたい。 体力向上プログラム事業について、本市におけるコーディネーショントレーニングは、親子のコミュニケーションのツールとして、健康こども部所管の事業としてスタートした。その後、教育委員会生涯学習へ事業が移管され、子どもの運動機能向上を目的として事業が行われきた。令和3年度には学校教育へ事業が本格的に拡大されている。この経緯において、学校教育におけるコーディネーショントレーニングの位置づけ及び目的が明確にされておらず、本事業によって得られた成果も明確ではない。令和4年度においても、6校を対象に事業は継続されているが、事業の位置づけ及び目的を明確にする必要がある。また、令和4年度実施事業については、コーディネーショントレーニングを学校教育において実施する意義、成果、課題及び問題点を示されたい。 学校検診事業(中学校)は、学校保健安全法第6条に基づく検査項目に、近年、近隣市町において対応され始めたピロリ菌検査を加えるよう検討を始められたい。

令和4年9月28日

いなべ市議会